

信用保証料助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、佐賀県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした佐賀県が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証料、国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号)の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料、または、「国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に基づき指定された保証」。)を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を佐ト協から助成することとし、事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは佐賀県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号)の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、または、国が定める「災害関係保証」を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、事業者が前項で定める金融機関から受ける佐賀県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資、国の定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号)融資、または、国が定める「災害関係保証」融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(期間)

第3条 原則として、当該年度の4月1日から2月末日までの借入分とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

(助成金額)

第4条 助成金額は、事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、当該年度の2月末日までは、20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、原則として当該年度の2月末日までに、様式1号の信用保証料助成申請書に必要事項を記入の上、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」および「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写しなどを添え、佐ト協へ申請するものとする。

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 保証料の一部助成を受けた会員事業者が、融資の繰上げ償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に佐ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2 佐ト協は、事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務等)

第8条 助成金の交付を受ける事業者は、佐ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。